

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部改正により、クロスボウの所持の禁止等が規定されたことから、クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等に従事した場合に特殊勤務手当を支給するほか、逸走家畜取扱作業に従事した場合および放置違反金等徴収作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 銃器犯罪捜査従事作業の名称を銃器等犯罪捜査従事作業に改め、当該作業にクロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等を加えることとします。（第4条および第6条関係）
- (2) 本県警察職員に係る特殊勤務手当の支給の対象となる作業に逸走家畜取扱作業および放置違反金等徴収作業を加え、それらの額を定めることとします。（第4条および第6条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、(1)については、令和4年3月15日から適用することとします。